


(5) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

給与の支給人員が常時 10 人未満の場合は、納付手続を簡素化するために当申請書を提出して承認を受けることにより、次のとおり納期限が年 2 回になります。

1 月～ 6 月までの支給分	7 月 10 日まで
7 月～12 月までの支給分	翌年の 1 月 20 日まで

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>神田 税務署長殿</p>		※整理番号		
		〒101-0062 千代田区神田駿河台 2-9 電話 03 - 3294 - 2301		
		(フリガナ) 氏名又は名称	アオイショウテン 青色商店	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		(フリガナ) 代表者氏名	アオイタロウ 青色太郎	
次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。				
給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 する 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話 - -		
	申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		××年 8 月	外 2 人	外 270,000 円
		××年 9 月	外 2 人	外 270,000 円
		××年 10 月	外 2 人	外 270,000 円
		××年 11 月	外 2 人	外 270,000 円
		××年 12 月	外 1 人 2 人	外 100,000 270,000 円
		×〇年 1 月	外 2 人	外 270,000 円
<p>6 か月に満たない場合はその期間分を記入します。</p>				
<p>1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日</p>				